

宮城県の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

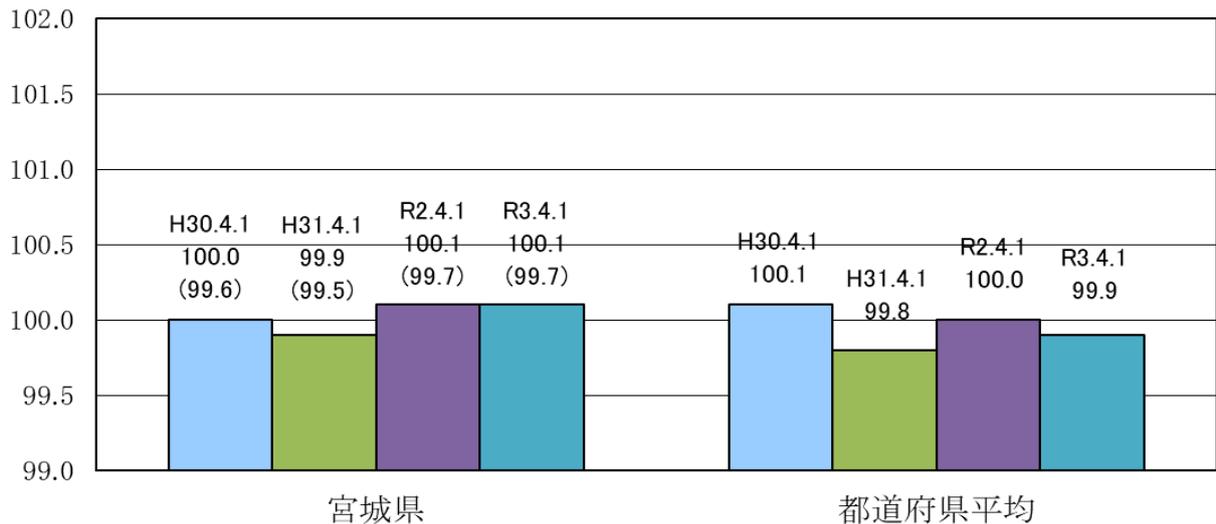
区分	住民基本台帳人口 (3年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和元年度の人件費率
2年度	人 2,282,106	千円 1,148,186,483	千円 27,759,706	千円 213,711,999	% 18.6	% 20.8

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)都道府県平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
2年度	人 22,210	千円 96,961,855	千円 21,654,199	千円 39,360,889	千円 157,976,943	千円 7,113	千円 7,041

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和2年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員(短時間勤務)及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

※ 令和3年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

本県の給与水準は、人事委員会が民間企業の給与の実態を調査し、地域の民間給与水準との均衡を図るために実施された勧告を尊重して決定しております。地域の民間給与水準を給料月額に適切に反映させた結果、国の給与水準を上回ることとなったものです。
 なお、給与水準については、今後も人事委員会勧告を尊重しながら、適切な給与水準となるよう努めます。

(4) 給与改定の状況

① 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
令和3年度	円 362,636	円 362,699	円 △ 63	% —	% —	% —

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

② 特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
令和3年度	月 4.32	月 4.45	月 △ 0.13	月 △ 0.15	月 4.30	月 4.45

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】

国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施]

(給料表の改定実施時期)

平成27年4月1日

(内容)

行政職給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。1級及び2級の初任給にかかる号俸については据え置き、3級以上の級の高位号俸については最大4%程度引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表についても、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施(医療職給料表(一)を除く)。

②地域手当の見直し

(支給割合)

国基準の支給割合の範囲内で支給

支給対象地域	宮城県の支給割合									国基準の支給割合								
	平成26年度 の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度 の支給割合	平成29年度 の支給割合	平成30年度 の支給割合	令和元年度 の支給割合	令和2年度 の支給割合	令和3年度 の支給割合	平成26年度 の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度 の支給割合	平成29年度 の支給割合	平成30年度 の支給割合	令和元年度 の支給割合	令和2年度 の支給割合	令和3年度 の支給割合
		4月1日時点	適及改定後								4月1日時点	適及改定後						
東京都千代田区	18 %	18 %	18.5 %	20 %	20 %	20 %	20 %	20 %	20 %	18 %	18 %	18.5 %	20 %	20 %	20 %	20 %	20 %	20 %
大阪府大阪市	15 %	15 %	15.5 %	16 %	16 %	16 %	16 %	16 %	16 %	15 %	15 %	15.5 %	16 %	16 %	16 %	16 %	16 %	16 %
愛知県名古屋市	12 %	13 %	14 %	15 %	15 %	15 %	15 %	15 %	15 %	12 %	13 %	14 %	15 %	15 %	15 %	15 %	15 %	15 %
宮城県仙台市	4.5 %	4.5 %	4.5 %	4.5 %	4.5 %	4.5 %	4.5 %	4.5 %	4.5 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %
宮城県多賀城市		2 %	2 %	2 %	2 %	2 %	2 %	2 %	2 %		5 %	7 %	10 %	10 %	10 %	10 %	10 %	10 %
宮城県名取市																		
宮城県宮城郡利府町	1.5 %	1.5 %	1.5 %	1.5 %	1.5 %	1.5 %	1.5 %	1.5 %	1.5 %	3 %	3 %	3 %	3 %	3 %	3 %	3 %	3 %	3 %
宮城県黒川郡富谷市											4 %	5 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %
上記以外の県内市町村										0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %

(実施時期)

平成27年4月1日

③その他の見直し

単身赴任手当の加算額及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。
(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和3年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
宮城県	42.1 歳	318,668 円	431,517 円	354,807 円
国	43.0 歳	325,827 円	—	407,153 円
都道府県平均	42.8 歳	322,084 円	414,254 円	364,117 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
宮城県	53.1 歳	148 人	309,944 円	351,623 円	330,688 円	—	—	—	—
うち 学校給食員	—	—	—	—	—	調理師	45.2 歳	240,500 円	—
うち 守衛	57.1 歳	3 人	304,500 円	417,967 円	318,378 円	守衛	44.8 歳	242,300 円	1.72
うち 用務員	54.9 歳	72 人	311,700 円	345,494 円	330,496 円	用務員	50.3 歳	235,200 円	1.47
うち 自動車運転手	56.9 歳	9 人	320,000 円	404,000 円	346,248 円	目家用兼用 自動車運転者	56.8 歳	212,200 円	1.90
うち 電話交換手	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国	50.9 歳	2,201 人	286,947 円	—	328,603 円	—	—	—	—
都道府県平均	53.8 歳	176 人	315,772 円	370,253 円	347,007 円	—	—	—	—

区 分	参考		
	年取ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
宮城県	—	—	—
うち 学校給食員	—	3,188,100 円	—
うち 守衛	5,028,800 円	3,275,300 円	1.54
うち 用務員	4,161,053 円	3,186,100 円	1.31
うち 自動車運転手	4,863,887 円	2,695,700 円	1.80
うち 電話交換手	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成30～令和2年の3ヶ年平均)。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年取ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③高等(特別支援・専修・各種)学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
宮城県	46.7 歳	388,432 円	445,577 円
都道府県平均	44.9 歳	371,982 円	433,607 円

④小・中学校(幼稚園)教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
宮城県	43.8 歳	364,434 円	407,824 円
都道府県平均	42.3 歳	355,651 円	410,573 円

⑤警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
宮城県	37.6 歳	323,966 円	465,332 円	358,737 円
国	41.4 歳	320,029 円	—	378,869 円
都道府県平均	38.6 歳	324,804 円	461,882 円	373,466 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和3年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		宮城県	国
一般行政職	大学卒	189,600 円	182,200 円
	高校卒	155,700 円	150,600 円
技能労務職	高校卒	153,300 円	147,900 円
	中学卒	136,500 円	—
高等学校教育職	大学卒	211,900 円	—
	高校卒	—	—
小・中学校教育職	大学卒	211,900 円	—
	高校卒	—	—
警察職	大学卒	217,100 円	211,400 円
	高校卒	181,300 円	173,400 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（令和3年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	261,855 円	355,440 円	381,193 円	401,689 円
	高校卒	226,227 円	322,977 円	356,433 円	381,898 円
技能労務職	高校卒	— 円	273,733 円	311,300 円	324,700 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	312,300 円
高等学校教育職	大学卒	312,589 円	399,107 円	427,082 円	438,665 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
小・中学校教育職	大学卒	317,656 円	396,472 円	416,904 円	428,163 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
警察職	大学卒	291,235 円	393,638 円	412,621 円	413,733 円
	高校卒	263,685 円	354,679 円	396,467 円	409,108 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

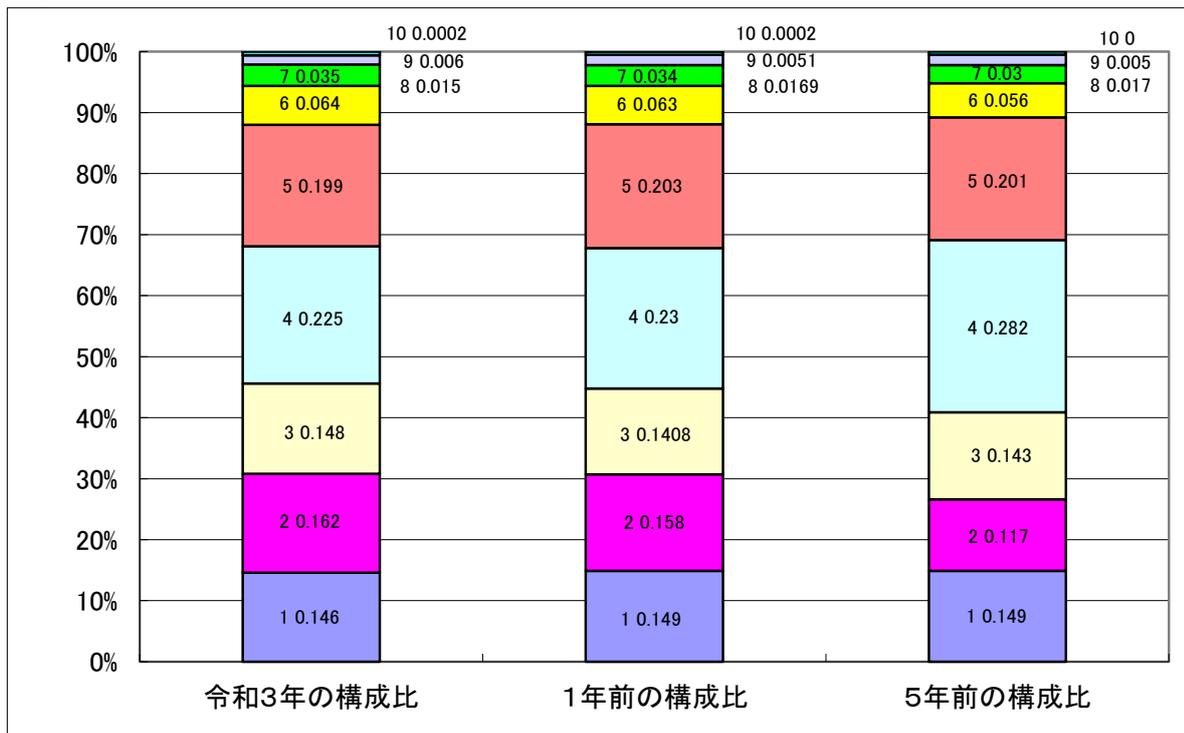
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和3年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事, 技師	834 人	14.6 %	146,900 円	249,400 円
2 級	主事, 技師	925 人	16.2 %	196,600 円	306,400 円
3 級	主任主査, 技術主任主査	841 人	14.8 %	232,700 円	352,500 円
4 級	主幹, 技術主幹	1,278 人	22.5 %	265,600 円	386,900 円
5 級	本庁の総括課長補佐, 総括技術補佐	1,134 人	19.9 %	291,200 円	395,800 円
6 級	本庁の課長	365 人	6.4 %	321,500 円	413,100 円
7 級	本庁の課長	200 人	3.5 %	365,500 円	448,100 円
8 級	本庁の副部長	85 人	1.5 %	411,000 円	471,900 円
9 級	本庁の部長	32 人	0.6 %	461,600 円	531,200 円
10 級	本庁の部長(特に重要)	1 人	0.02 %	525,400 円	563,500 円

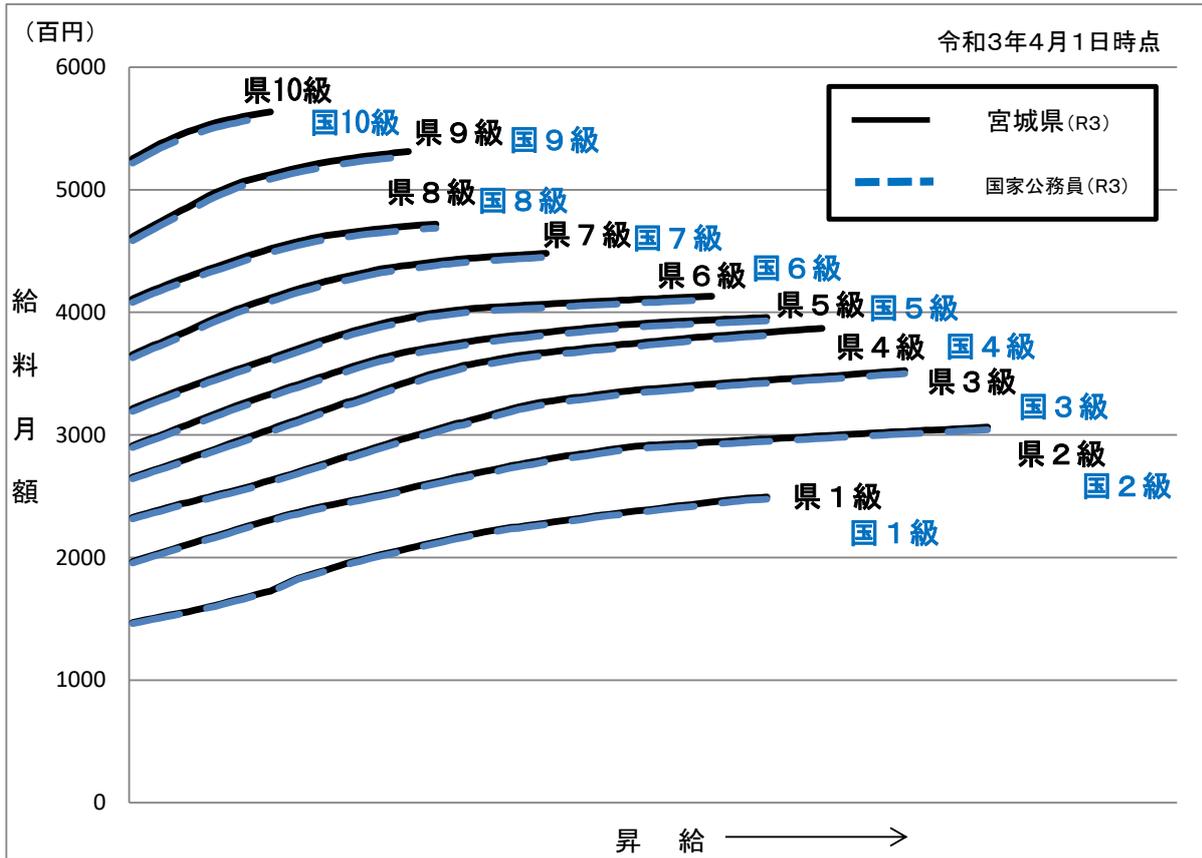
(注) 1 宮城県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

グラフ



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和3年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（宮城県）

令和3年4月2日から令和4年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位, 標準, 下位の区分	○		○	○
上位, 標準の区分		○		
標準, 下位の区分				
標準の区分のみ(一律)	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

宮 城 県		国	
1人当たり平均支給額(2年度)		—	
1,753 千円			
(2年度支給割合)		(2年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.55 月分	1.90 月分	2.55 月分	1.90 月分
(1.45) 月分	(0.9) 月分	(1.45) 月分	(0.9) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階, 職務の級等による加算措置		職制上の段階, 職務の級等による加算措置	
・役職加算 5~20%		・役職加算 5~20%	
・管理職加算 15~25%		・管理職加算 10~25%	

(注) ()内は, 再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況 (知事部局の一般行政職 (宮城県))

令和3年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位, 標準, 下位の成績率	○	○	○	○
上位, 標準の成績率				
標準, 下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当 (令和3年4月1日現在)

宮 城 県			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率3%~45%)	
1人当たり平均支給額	2,831 千円	20,250 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は, 令和2年度に退職した職員 (警察職及び教育職を除く) に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (令和3年4月1日現在)

支給実績(2年度決算)			2,662,777 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(2年度決算)			119,832 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都千代田区	20 %	27 人	20 %
大阪府大阪市	16 %	3 人	16 %
愛知県名古屋市	15 %	2 人	15 %
宮城県仙台市	4.5 %	7,207 人	6 %
宮城県多賀城市	2 %	421 人	10 %
宮城県名取市	1.5 %	1,163 人	3 %
宮城県富谷市	1.5 %	424 人	6 %
宮城県宮城郡利府町	1.5 %	590 人	3 %
上記以外の県内市町村	1.5 %	12,381 人	0 %
医師	16 %	24 人	16 %
千代田区を除く東京都特別区内の地域	20 %	4 人	20 %
愛知県豊田市	16 %	1 人	16 %
千葉県千葉市 東京都府中市	15 %	2 人	15 %
平均支給率		2.5 %	2.5 %

(注) 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給されている一般職の職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

(4) 特殊勤務手当 (令和3年4月1日現在)

支給実績(2年度決算)		1,043,079 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(2年度決算)		77,391 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(2年度)		60.7 %		
手当の種類(手当数)		42		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(2年度決算)	左記職員に対する支給単価
県税事務従事手当	県税事務所等に所属する職員	県税の賦課徴収業務	56,982千円	日額650円～1,100円
社会福祉業務手当	保健福祉事務所等に所属する職員	生活保護, 児童福祉等	24,931千円	日額350円～1,100円
技術者養成業務手当	職業訓練指導員等	看護師, 職業訓練指導員, 農業従事者の養成	22,017千円	日額300円～1,250円
動植物等取扱手当	家畜保健衛生所等に所属する職員	家畜の病性鑑定, 農薬取締り等業務	480千円	日額250円～1,100円
船舶乗組手当	漁業取締船等に乗組む職員	漁ろう試験, 漁業の実習指導, 取締・調査, 警備艇の操作	2,475千円	日額350円～2,000円
用地買収等業務手当	用地買収等業務に従事する職員	土地取得等・損失補償に関する調査・交渉	2,612千円	日額750円～950円
消防訓練業務手当	消防学校等に所属する職員	救助・水防その他各種訓練	1,644千円	日額560円
航空手当	防災ヘリコプター管理事務所等に所属する職員	航空機に搭乗しての救助等業務	12,891千円	1時間1,900円～6,630円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (2年度決算)	左記職員に対する支給単価
防疫等作業手当	保健福祉事務所等に所属する職員	感染症患者の救護、家畜伝染病の防疫等	7,177千円	日額300円～4,000円
精神障害者診察立会等業務手当	保健福祉事務所等に所属する職員	精神障害者の護送・調査・診察・生活指導業務	463千円	日額300円～400円
有害物等取扱手当	保健環境センター等に所属する職員	毒劇物の取扱い、農薬分析	707千円	日額300円
野犬等取扱作業手当	保健福祉事務所等に所属する職員	犬の捕獲、抑留、引取り、犬・猫の殺処分	790千円	日額350円～450円
鳥獣捕獲等作業手当	地方振興事務所等に所属する職員	傷病鳥獣の捕獲作業	64千円	日額350円
立入検査等業務手当	保健環境センター等に所属する職員	公害防止のため行う施設等への立入検査	76千円	日額300円
死体処理手当	警察職員等	死体の解剖補助、清拭、検視、見分等	50,352千円	1体1,600円～3,200円 日額1,000円～3,200円
特殊現場等作業手当	土木事務所等に所属する職員	特殊な工事現場等における測量・調査等	272千円	日額350円
異常圧力内作業手当	水産技術総合センター等に所属する職員	潜水業務(漁業調査等・人命救助等)	42千円	1時間310円～1,500円
災害応急作業等手当	土木事務所等に所属する職員	異常な自然現象、重大な災害による応急作業等	0千円	日額350円～1,820円 (福島第一原子力発電所敷地内、帰還困難区域、居住制限区域における作業:日額660円～40,000円)
兼務教育職員手当	公立学校に所属する職員	職務、昼夜の課程、通信教育に係る兼務等	11,172千円	1時間500円～800円 1件100円
夜間課程勤務手当	県立高校に所属する職員	定時制の夜間課程の勤務	440千円	日額190円
多学年学級担当手当	公立の小中学校に所属する職員	2以上の学年で編成された学級の授業等	3,370千円	日額290円～350円
入学者選抜業務手当	公立学校に所属する職員	入学者を選抜する業務	16,149千円	日額1,000円
教員特殊業務手当	公立学校に所属する職員	非常災害時の生徒の保護、修学旅行、部活動の引率指導等	332,173千円	日額2,700円～16,000円
教育業務連絡指導手当	公立学校に所属する職員	教務主任等が行う連絡調整、指導助言	98,525千円	日額200円
犯罪捜査等作業手当	警察官・警察職員	犯罪の捜査又は被疑者逮捕、通訳の作業	130,529千円	日額560円
少年警察補導手当	警察職員	少年の補導等	1,504千円	日額350円
鑑識手当	警察職員	犯罪鑑識の作業	8,493千円	日額280円～560円
交通取締手当	警察官	交通取締作業、交通整理	17,847千円	日額310円～690円
警ら手当	警察官	パトカー等による警ら、立番、見張り等による警戒又は警ら	95,744千円	日額340円～420円
看守手当	警察職員	被疑者の看守又は護送業務	14,992千円	日額310円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (2年度決算)	左記職員に対する支給単価
機械保守手当	総務部に所属する警察職員	自動車整備作業	258千円	日額170円
夜間特殊業務手当	警察職員	深夜における犯罪防止等	100,848千円	勤務1回580円～1,100円
交通捜査業務手当	警察官	交通事故の捜査, 悪質・危険な違反者の捜査・取締り	23,776千円	日額310円～1,260円
術科指導手当	警察職員	拳銃操法等の指導訓練	319千円	日額300円
爆発物等取締業務手当	警察職員	爆発物・特殊危険物質等の処理等	19千円	1件5,200円 日額250円
緊急業務呼出手当	警察職員	勤務時間外の夜間における緊急の呼び出しを受け, 警備・交通等の業務に従事	799千円	1回1,240円
山岳遭難救助作業手当	警察職員	山岳の危険な箇所での遭難者の救助・捜索	268千円	日額600円
核原料物質等輸送警備手当	警察職員	核原料物質等の輸送警備業務	0千円	日額640円
銃器犯罪捜査従事手当	警察官	銃器犯罪・暴力団対立抗争事件の捜査	0千円	日額820円～1,640円
身辺警護等作業手当	警察官	皇族・国賓等の護衛, 警護	95千円	日額640円～1,150円
海外犯罪情報収集作業手当	警察官	海外においての犯罪捜査に関する情報収集	0千円	日額1,100円
犯罪被害者等支援業務手当	警務部に所属する警察職員	犯罪被害者の精神的負担の緩和のためのカウンセリング等	66千円	日額420円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(2年度決算)	5,319,021 千円
職員1人当たり平均支給年額(2年度決算)	544 千円
支給実績(元年度決算)	5,074,123 千円
職員1人当たり平均支給年額(元年度決算)	518 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(2年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員, 教育職員等, 制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり, 短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和3年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (2年度決算)
管理職手当	管理・監督の地位にある職員のうち、人事委員会規則で指定するものに支給。 最高額 139,300円	同じ		1,344,501 千円	683,529 円
初任給調整手当	専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難な職(医師等)に採用された職員に支給 最高額 414,800円	同じ		59,385 千円	899,773 円
扶養手当	1 配偶者 6,500円 2 子 1人につき10,000円 *扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき5,000円加算 3 父母等 1人につき6,500円	同じ		2,247,780 千円	244,377 円
住居手当	借家・借間に居住している職員 1 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃-12,000円 2 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 11,000円+(家賃-23,000円)/2で27,000円を限度 ※県の職員宿舎等に入居している者には支給しない	異なる	(国の制度) 借家・借間に居住している職員 1 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃-16,000円 2 月額27,000円を超え、61,000円未満の家賃を支払っている職員 (家賃-27,000円)/2+11,000円 3 月額61,000円以上の家賃を支払っている職員 28,000円	1,749,923 千円	318,399 円
通勤手当	1 交通機関等の利用者 ・1箇月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えない場合 定期券又は回数券の価格(最も経済的かつ合理的なもの) ・1箇月当たりの運賃等相当額が55,000円を超える場合 55,000円+(55,000円を超える額/2)で65,000円を限度 2 自動車等の使用者 ア 普通自動車等以外の自動車等使用者 使用距離(片道)により2,000円～31,600円 イ 普通自動車等使用者 使用距離(片道)により2,100円～52,500円	異なる	へき地等におかれている小・中学校、公所の勤務者の通勤の実態が、国家公務員と異なることから一部独自の手当としている。 (国の制度) 1)について 55,000円を限度 2)のイについて 使用距離(片道)により2,000円～31,600円	3,013,461 千円	149,931 円
単身赴任手当	転勤により住居を移転し、配偶者と別居して単身で生活する職員 30,000円 *ただし、職員の住居と配偶者の住居との間の距離が100km以上の場合、その距離に応じて8,000円～70,000円加算する。	同じ		197,344 千円	390,780 円
特地勤務手当等	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給 支給額 (異動の日の(給料の月額+扶養手当の月額)×1/2+現に受ける(給料の月額+扶養手当の月額)×1/2)×支給割合(4%～16%)	同じ		130,642 千円	285,245 円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (2年度決算)
休日勤務手当	休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して支給 支給額 勤務1時間当たりの給与額×支給割合(135/100)×勤務時間数	同じ		900,315 千円	185,441 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に対して支給 支給額 勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ		271,871 千円	132,297 円
宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間及び休日等に、本来の勤務に従事しないで宿日直勤務をした場合に支給 支給額 一般 勤務1回につき4,400円 特殊 勤務1回につき5,300円～21,000円	同じ		726,494 千円	212,736 円
管理職員特別勤務手当	特定管理職員(管理職手当支給職員)が、臨時又は緊急の必要等で週休日又は休日に勤務した場合に支給 支給額 勤務1回につき4,000円～12,000円 特定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合 支給額 勤務1回につき2,000円～6,000円	同じ		19,885 千円	33,533 円
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月までの各月の初日において支給対象地域に在勤する職員に対し、地域の区分及び世帯等の区分に応じ支給 支給額 月額7,360円～17,800円	同じ		302,570 千円	69,317 円
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校に勤務する教育職員に支給 最高額 8,000円			810,520 千円	71,111 円
産業教育手当	産業教育振興のため農業、水産又は工業に関する課程を置く高等学校の教職員等の勤務の特殊性に対して支給 支給額 給料月額×支給割合(3%～6%)			119,945 千円	264,196 円
定時制通信教育手当	高等学校の校長及び教員のうち定時制教育又は通信教育に従事する職員に対し、その職務の複雑、困難性に応じて支給 支給額 給料月額×支給割合(3%～6%)			54,707 千円	212,868 円
農林漁業普及指導手当	農業、林業又は水産業に関する普及事業に従事する普及指導員に対し、その職務の特殊性に応じて支給 支給額 給料月額×支給割合(8%)			41,406 千円	331,248 円
災害派遣手当	災害発生時にその応急対策又は復旧等のため派遣された職員で、住所等を離れて県内に滞在した場合に支給 支給額 1日につき最高6,620円			126,770 千円	1,440,569 円

5 特別職の報酬等の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給料	知 事	1,310,000 円		
	副 知 事	1,020,000 円		
報酬	議 長	1,020,000 円		
	副 議 長	910,000 円		
	議 員	840,000 円		
期末手当	知 事	(2年度支給割合)		
	副 知 事	3.35 月分		
期末手当	議 長	(2年度支給割合)		
	副 議 長 議 員	3.35 月分		
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	知 事	給料月額×在職月数×6.3割	3,961 万円	原則、最終退職時であるが、申出があった場合は任期毎の支給も可
退職手当	副 知 事	給料月額×在職月数×4.1割	2,007 万円	原則、最終退職時であるが、申出があった場合は任期毎の支給も可

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

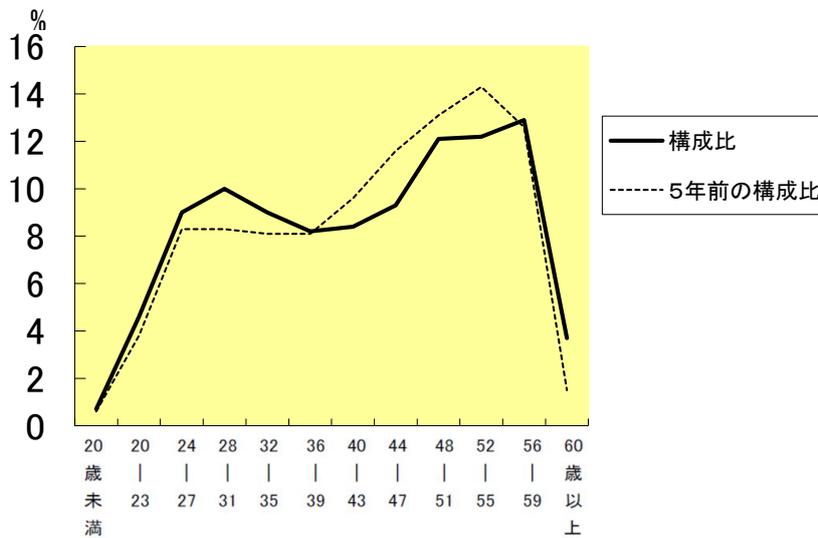
(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
	令和2年	令和3年	令和2年	令和3年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	40	40	0	
		総務・企画	740	751	11	スポーツ振興業務移管に伴う増員
		税務	291	292	1	組織体制強化等による増員
		民生	496	508	12	児童福祉司・児童心理司配置基準見直しによる増員
		衛生	675	713	38	新型コロナウイルス対応による増員
		労働	151	152	1	組織体制強化等による増員
		農林水産	1,356	1,343	△13	任期付職員退職等による減員
		商工	304	298	△6	事務の見直し等による減員
		土木	907	893	△14	任期付職員退職等による減員
	計	4,960	4,990	30	(参考:人口10万人当たり職員数 219 人)	
教育部門	12,894	13,458	564	臨時講師の取扱変更による増		
警察部門	4,347	4,344	△3	退職者増等による減員		
小計	22,201	22,792	591	(参考:人口10万人当たり職員数 999 人)		
公営企業会計部門	病院	9	8	△1	事務の見直し等による減員	
	水道	56	58	2	組織体制強化等による増員	
	下水道	58	53	△5	任期付職員退職等による減員	
	その他	33	32	△1	事務の見直し等による減員	
	小計	156	151	△5		
合計	22,357 [24,136]	22,943 [24,046]	586	(参考:人口10万人当たり職員数 1,005 人)		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和3年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳以上	計
職員数	155	1,037	2,074	2,295	2,063	1,882	1,919	2,131	2,774	2,801	2,964	848	22,943

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

区 分 部 門 別	H28年	H29年	H30年	H31年	R2年	R3年	過去5年間の 増減数(R3-H28, 率)
一般行政	5,041	5,048	5,006	4,982	4,960	4,990	△ 51 (△ 1.0%)
教 育	18,011	13,191	13,082	12,876	12,894	13,458	△ 4,553 (△ 25.3%)
警 察	4,363	4,346	4,352	4,336	4,347	4,344	△ 19 (△ 0.4%)
普通会計計	27,415	22,585	22,440	22,194	22,201	22,792	△ 4,623 (△ 16.9%)
公営企業等会計	139	132	139	162	156	151	+ 12 (+ 8.6%)
総合計	27,554	22,717	22,579	22,356	22,357	22,943	△ 4,611 (△ 16.7%)

(注) 各年における定員管理調査において総務省へ報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 元年度の総費用に占 める職員給与費比率
2年度	千円 10,843,977	千円 1,662,792	千円 452,813	% 4.2	% 4.3

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費は0円である。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費 千円 6,790
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
2年度	55	千円 224,837	千円 70,575	千円 95,047	千円 390,459	千円 7,099	

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和3年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和3年4月1日現在）

区 分	平均年 齢	基本給	平均月収額
宮城県	42.8 歳	336,958 円	596,121 円
都道府県平均	44.0 歳	358,069 円	566,170 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

宮城県企業局（水道事業）		宮城県（一般行政職）	
1人当たり平均支給額(2年度) 1,760 千円		1人当たり平均支給額(2年度) 1,753 千円	
(2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45) 月分		(2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45) 月分	
勤勉手当 1.90 月分 (0.9) 月分		勤勉手当 1.90 月分 (0.9) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和3年4月1日現在）

宮城県企業局（水道事業）			宮城県（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円	1人当たり平均支給額	2,831 千円	20,250 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給実績(2年度決算)		6,935 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(2年度決算)		128,414 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
仙台市	4.5 %	18 人	4.5 %
上記以外の県内市町村	1.5 %	40 人	1.5 %

エ 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績(2年度決算)		61 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(2年度決算)		3,392 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(2年度)		33.3 %		
手当の種類(手当数)		4		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(2年度決算)	左記職員に対する支給単価
特殊現場等作業手当	水道事務所等に所属する職員	特殊な工事現場等における測量・調査等	17千円	日額350円
用地買収等業務手当	用地買収業務に従事する職員	土地取得等・損失補償に関する調査・交渉	30千円	日額750円～950円
有害物等取扱手当	水道事務所に勤務する職員	毒劇物の発生を伴う業務等	14千円	日額300円
災害応急作業等手当	水道事務所に勤務する職員	異常な自然現象, 重大な災害による応急作業	0円	日額350円～910円

オ 時間外勤務手当

支給実績(2年度決算)	32,286 千円
職員1人当たり平均支給年額(2年度決算)	687 千円
支給実績(元年度決算)	34,491 千円
職員1人当たり平均支給年額(元年度決算)	719 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(2年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(2年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(2年度決算)
管理職手当	管理・監督の地位にある職員のうち、企業職員給与規程で指定するものに支給	同じ		5,977 千円	853,886 円
扶養手当	1 配偶者 6,500円 2 子 1人につき10,000円 *扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき5,000円加算 3 父母等 1人につき6,500円	同じ		6,835 千円	244,102 円
住居手当	借家・借間に居住している職員 1 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃-12,000円 2 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 11,000円+(家賃-23,000円)/2で27,000円を限度 3 県の職員宿舍等に入居している者には支給しない	同じ		5,482 千円	304,544 円

<p>通勤手当</p>	<p>1 交通機関等の利用者 ・1箇月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えない場合 定期券又は回数券の価格(最も経済的かつ合理的なもの) ・1箇月当たりの運賃等相当額が55,000円を超える場合 55,000円+(55,000円を超える額/2)で65,000円を限度 2 自動車等の使用者 ア 普通自動車等以外の自動車等使用者 使用距離(片道)により2,000円～31,600円 イ 普通自動車等使用者 使用距離(片道)により2,100円～52,500円</p>	<p>同じ</p>		<p>11,145 千円</p>	<p>214,328 円</p>
<p>管理職員特別勤務手当</p>	<p>特定管理職員(管理職手当支給職員)が、臨時又は緊急の必要等で週休日又は休日に勤務した場合に支給 支給額 勤務1回につき4,000円～12,000円 特定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合 支給額 勤務1回につき2,000円～6,000円</p>	<p>同じ</p>		<p>26 千円</p>	<p>8,667 円</p>
<p>寒冷地手当</p>	<p>毎年11月から翌年3月までの各月の初日において支給対象地域に在勤する職員に対し、地域の区分及び世帯等の区分に応じ支給 支給額 月額7,360円～17,800円</p>	<p>同じ</p>		<p>1,276 千円</p>	<p>70,894 円</p>

(2) 工業用水道事業

① 職員給与費の状況

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 元年度の総費用に占 める職員給与費比率
2年度	千円 1,568,918	千円 300,723	千円 92,327	% 5.9	% 5.9

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費は0円である。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
2年度	14	千円 48,344	千円 13,343	千円 20,995	千円 82,682	千円 5,906	千円 6,443

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和3年3月31日現在の人数である。
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和3年4月1日現在）

区 分	平均年 齢	基本給	平均月収額
宮城県	43.1 歳	330,118 円	492,155 円
都道府県平均	44.3 歳	348,807 円	536,371 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

宮城県企業局（工業用水道事業）		宮城県（一般行政職）	
1人当たり平均支給額(2年度) 1,615 千円		1人当たり平均支給額(2年度) 1,753 千円	
(2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45) 月分		(2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45) 月分	
勤勉手当 1.90 月分 (0.9) 月分		勤勉手当 1.90 月分 (0.9) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和3年4月1日現在）

宮城県企業局（工業用水道事業）			宮城県（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円	1人当たり平均支給額	2,831 千円	20,250 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給実績(2年度決算)		2,063 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(2年度決算)		158,682 円	
	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
仙台市	4.5 %	8 人	4.5 %
上記以外の県内市町村	1.5 %	4 人	1.5 %

エ 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績(2年度決算)		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(2年度決算)		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(2年度)		0.0 %		
手当の種類(手当数)		4		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (元年度決算)	左記職員に対する支給単価
特殊現場等作業手当	水道事務所等に所属する職員	特殊な工事現場等における測量・調査等	0円	日額350円
用地買収等業務手当	用地買収業務に従事する職員	土地取得等・損失補償に関する調査・交渉	0円	日額750円～950円
有害物等取扱手当	水道事務所に勤務する職員	毒劇物の発生を伴う業務等	0円	日額300円
災害応急作業等手当	水道事務所に勤務する職員	異常な自然現象, 重大な災害による応急作業	0円	日額350円～910円

オ 時間外勤務手当

支給実績(2年度決算)	6,273 千円
職員1人当たり平均支給年額(2年度決算)	523 千円
支給実績(元年度決算)	5,824 千円
職員1人当たり平均支給年額(元年度決算)	529 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(2年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (2年度決算)
管理職手当	管理・監督の地位にある職員のうち、企業職員給与規程で指定するものに支給	同じ		599 千円	598,800 円

扶養手当	<p>1 配偶者 6,500円</p> <p>2 子 1人につき10,000円 *扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき5,000円加算</p> <p>3 父母等 1人につき6,500円</p>	同じ		1,550 千円	221,363 円
住居手当	<p>借家・借間に居住している職員</p> <p>1 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃-12,000円</p> <p>2 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 11,000円+(家賃-23,000円)/2で27,000円を限度</p> <p>※県の職員宿舎等に入居している者には支給しない</p>	同じ		968 千円	241,888 円
通勤手当	<p>1 交通機関等の利用者 ・1箇月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えない場合 定期券又は回数券の価格(最も経済的かつ合理的なもの)</p> <p>・1箇月当たりの運賃等相当額が55,000円を超える場合 55,000円+(55,000円を超える額/2)で65,000円を限度</p> <p>2 自動車等の使用者 ア 普通自動車等以外の自動車等使用者 使用距離(片道)により2,000円～31,600円 イ 普通自動車等使用者 使用距離(片道)により2,100円～52,500円</p>	同じ		1,818 千円	151,500 円
管理職員特別勤務手当	<p>特定管理職員(管理職手当支給職員)が、臨時又は緊急の必要等で週休日又は休日に勤務した場合に支給 支給額 勤務1回につき4,000円～12,000円</p> <p>特定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合 支給額 勤務1回につき2,000円～6,000円</p>	同じ		0 千円	0 円
寒冷地手当	<p>毎年11月から翌年3月までの各月の初日において支給対象地域に在勤する職員に対し、地域の区分及び世帯等の区分に応じ支給 支給額 月額7,360円～17,800円</p>	同じ		74 千円	36,800 円

(3) 地域整備事業

① 職員給与費の状況

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 元年度の総費用に占 める職員給与費比率
2年度	千円 282,483	千円 279,131	千円 57,650	% 20.4	% 23.2

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費は0円である。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費 千円 7,041
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
2年度	8	千円 30,370	千円 8,511	千円 12,425	千円 51,306	千円 6,413	

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和3年3月31日現在の人数である。
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和3年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
宮城県	38.1 歳	321,831 円	534,438 円
都道府県平均	34.8 歳	381,278 円	586,709 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

宮城県企業局（地域整備事業）		宮城県（一般行政職）	
1人当たり平均支給額(2年度) 1,553 千円		1人当たり平均支給額(2年度) 1,753 千円	
(2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.9) 月分		(2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.9) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和3年4月1日現在）

宮城県企業局（地域整備事業）			宮城県（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円	1人当たり平均支給額	2,831 千円	20,250 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給実績(2年度決算)		1,444 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(2年度決算)		180,501 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
仙台市	4.5 %	8 人	4.5 %
上記以外の県内市町村	1.5 %	0 人	1.5 %

エ 時間外勤務手当

支給実績(2年度決算)	3,025 千円
職員1人当たり平均支給年額(2年度決算)	432 千円
支給実績(元年度決算)	6,385 千円
職員1人当たり平均支給年額(元年度決算)	798 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(2年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

オ その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(2年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(2年度決算)
管理職手当	管理・監督の地位にある職員のうち、企業職員給与規程で指定するものに支給	同じ		748 千円	747,600 円
扶養手当	1 配偶者 6,500円 2 子 1人につき10,000円 *扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき5,000円加算 3 父母等 1人につき6,500円	同じ		972 千円	194,400 円
住居手当	借家・借間に居住している職員 1 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃-12,000円 2 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 11,000円+(家賃-23,000円)/2で27,000円を限度 ※県の職員宿舎等に入居している者には支給しない	同じ		546 千円	273,000 円
通勤手当	1 交通機関等の利用者 ・1箇月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えない場合 定期券又は回数券の価格(最も経済的かつ合理的なもの) ・1箇月当たりの運賃等相当額が55,000円を超える場合 55,000円+(55,000円を超える額/2)で65,000円を限度 2 自動車等の使用者 ア 普通自動車等以外の自動車等使用者 使用距離(片道)により2,000円～31,600円 イ 普通自動車等使用者 使用距離(片道)により2,100円～52,500円	同じ		1,776 千円	221,998 円

<p>管理職員特別勤務 手当</p>	<p>特定管理職員(管理職手当支給職員) が、臨時又は緊急の必要等で週休日又 は休日に勤務した場合に支給 支給額 勤務1回につき4,000円～ 12,000円 特定管理職員が災害への対処その他の 臨時又は緊急の必要により週休日等以 外の日の午前0時から午前5時までの間 に勤務した場合 支給額 勤務1回につき2,000円～6,000 円</p>	<p>同じ</p>		<p>0 千円</p>	<p>0 円</p>
------------------------	--	-----------	--	-------------	------------

(4) 流域下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 元年度の総費用に占 める職員給与費比率
2年度	千円 15,019,613	千円 320,359	千円 293,396	% 2.0	% 2.1

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費は0円である。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費 千円 6,396
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
2年度	50	千円 180,486	千円 50,372	千円 74,878	千円 305,250	千円 6,115	

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、令和3年3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和3年4月1日現在）

区 分	平均年 齢	基本給	平均月収額
宮城県	42.3 歳	331,417 円	505,349 円
都道府県平均	43.7 歳	355,696 円	533,366 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

宮城県企業局（流域下水道事業）		宮城県（一般行政職）	
1人当たり平均支給額(2年度)	1,468 千円	1人当たり平均支給額(2年度)	1,753 千円
(2年度支給割合)		(2年度支給割合)	
期末手当 2.55 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.90 月分 (0.9) 月分	期末手当 2.55 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.90 月分 (0.9) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和3年4月1日現在）

宮城県企業局（流域下水道事業）			宮城県（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円	1人当たり平均支給額	2,831 千円	20,250 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給実績(2年度決算)		6,009 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(2年度決算)		117,818 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
仙台市	4.5 %	14 人	4.5 %
多賀城市	2 %	18 人	2 %
上記以外の県内市町村	1.5 %	17 人	1.5 %

エ 時間外勤務手当

支給実績(2年度決算)	19,000 千円
職員1人当たり平均支給年額(2年度決算)	422 千円
支給実績(元年度決算)	19,098 千円
職員1人当たり平均支給年額(元年度決算)	434 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(2年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

オ その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(2年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(2年度決算)
管理職手当	管理・監督の地位にある職員のうち、企業職員給与規程で指定するものに支給	同じ		4,316 千円	719,275 円
扶養手当	1 配偶者 6,500円 2 子 1人につき10,000円 *扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき5,000円加算 3 父母等 1人につき6,500円	同じ		4,769 千円	207,355 円
住居手当	借家・借間に居住している職員 1 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃-12,000円 2 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 11,000円+(家賃-23,000円)/2で27,000円を限度 ※県の職員宿舎等に入居している者には支給しない	同じ		6,203 千円	281,956 円
通勤手当	1 交通機関等の利用者 ・1箇月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えない場合 定期券又は回数券の価格(最も経済的かつ合理的なもの) ・1箇月当たりの運賃等相当額が55,000円を超える場合 55,000円+(55,000円を超える額/2)で65,000円を限度 2 自動車等の使用者 ア 普通自動車等以外の自動車等使用者 使用距離(片道)により2,000円～31,600円 イ 普通自動車等使用者 使用距離(片道)により2,100円～52,500円	同じ		10,065 千円	218,806 円

<p>管理職員特別勤務 手当</p>	<p>特定管理職員(管理職手当支給職員) が、臨時又は緊急の必要等で週休日又 は休日に勤務した場合に支給 支給額 勤務1回につき4,000円～ 12,000円 特定管理職員が災害への対処その他の 臨時又は緊急の必要により週休日等以 外の日の午前0時から午前5時までの間 に勤務した場合 支給額 勤務1回につき2,000円～6,000 円</p>	<p>同じ</p>		<p>10 千円</p>	<p>10,000 円</p>
------------------------	--	-----------	--	--------------	-----------------